

県南広域振興局長告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年3月24日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370501298	株式会社T・S・K	イーハトーブ昴の森訪問介護事業所	花巻市石鳥谷町中寺林6地割22番地1	平成29年3月31日
0370400095	株式会社JAふるさと介護サービス	株式会社JAふるさと介護サービス指定訪問介護事業所	奥州市水沢区真城字杉ノ下131番地	〃
0371500422	株式会社三協医科器械	あったかいご ヘルパーステーションアテルイ	奥州市水沢区佐倉河字石橋7番	〃

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600348	社会福祉法人平和会	デイサービスセンターいいとよ	北上市村崎野12地割74番地18	平成29年3月31日